

焼津市競争入札参加資格審査 更新申請要領（物品製造等）

焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱に定める更新申請の方法等については以下のとおりです。

1 提出方法

- (1) 郵便による送達、又は持参（申請期限日必着）
- (2) 送達時に封筒の表に「更新申請」と朱書きしてください。
- (3) 提出書類はA4サイズ（原本類がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、番号順に重ね、提出してください。ファイル等の綴じ込みは不要です。

2 提出先（問合先）

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号
焼津市総務部契約検査課契約担当
電話 054-626-1119（直通） F A X 054-626-1136

3 更新制度について

- (1) 焼津市では、入札参加資格審査申請については、「更新制」を採用しています。
- (2) 更新制は、入札参加資格者の「決算日」を基準にして一定の有効期間を与えるものです。つまり、入札参加資格者ごとに有効期限日異なります。この有効期限が到来する直前に所定の更新審査申請を行うことで、入札参加資格が更新されます。
- (3) 新規登録申請又は更新申請の際に提出した財務諸表の基準となった決算日（更新基準日）の属する月の翌月から起算して2年6カ月目が入札参加資格の有効期限となります。

4 提出期限（更新申請期限）等

有効期限日の10日前までに必ず更新の手続きをお願いします。

更新基準日（決算日） の属する月	入札参加資格の 有効期限日
1月	翌々年の7月末日
2月	翌々年の8月末日
3月	翌々年の9月末日
4月	翌々年の10月末日
5月	翌々年の11月末日
6月	翌々年の12月末日

更新基準日（決算日） の属する月	入札参加資格の 有効期限日
7月	3年先の1月末日
8月	3年先の2月末日
9月	3年先の3月末日
10月	3年先の4月末日
11月	3年先の5月末日
12月	3年先の6月末日

- (1) 申請期限までに申請がなされなかった場合は、入札参加資格の有効期限をもって満了となります。
- (2) 更新期限日が土・日曜日又は祝日の場合は、前日の平日が申請期限日となります。
- (3) 決算日を変更した場合、又は会社更生法の手続き開始決定を受けた場合は、更新申請前に問い合わせをお願いします。

5 業者区分

申請者が有する本店又は営業所の所在地に基づき次のとおり区分します。

- (1) 市内業者 焼津市内に本店又は営業所を有する者
- (2) 市外業者 市内業者以外の者

6 提出書類

(1) 提出書類

提出書類名		備考	業者区分	
			市内	市外
1	焼津市競争入札参加資格更新申請書（物品製造等）	様式7号（写し不可） ・申請者は本社代表者としてください。	○	○
2	事業に必要な法令の許可等の証明書類（写し可）	・登録業種に係る法令の許可等の証明書、登録証など ・申請日において有効期間内のもの ・登録業種に係る任意制度による登録をしている場合も登録証などを提出してください。	△	△
3	誓約書	様式4号（写し不可）	○	○
4	業務経歴書	様式5号 ・様式の内容を満たしていれば、書式は問いません。 ・登録業種ごと作成してください。ただし、直近2年以内に実績がない業種については提出不要です。	○	○
5	財務諸表類（写し可）	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人事業主の場合は、貸借対照表及び損益計算書） ・終了した直近の事業年度分のもの	○	○
6	納税証明書等（写し可）	・いずれも発行日より3か月以内のもの		
	法人の場合	(1) 焼津市が課税するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの （焼津市が発行する納税証明書）※1	○	△
		(2) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明する納税証明書 （税務署様式その3の3）※2	○	○
	個人事業主の場合	(1) 焼津市が課税するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの （焼津市が発行する納税証明書）※1	○	△
(2) 国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明する納税証明書 （税務署様式その3の2）※2		○	○	
適用：「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。				

【注】

※1 「焼津市が課税するすべての税において未納がないことを証明する納税証明書」について
○焼津市税の未納がないことを証明する納税証明書は、焼津市が賦課する市税（法人等市民税、

固定資産税、都市計画税、軽自動車税等)に滞納繰越分も含めて未納がないことを証明するものです。

- 納税証明書申請の際は、所得(課税)・納税証明書等交付請求書にて焼津市役所本庁舎内の市民課又は大井川庁舎内の大井川市民サービスセンターに請求してください。その際に運転免許証などの身分を証明するものが必要です。
- 焼津市が課税する税において繰越滞納分も含め未納がある場合は、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと納税証明書が発行されませんのでご注意ください。
- 市外業者の方は、課税されている場合には提出してください。課税がされ未納があるにも関わらず未提出であったことが確認された場合は、入札参加資格が取消されますので、留意してください。

※2 「法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」について

- 免税業事業者の方についても未納がない旨の納税証明書(法人の場合は、税務署様式その3の3。個人事業主の場合は、その3の2。)が発行されますので、必ず提出してください。
- 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○株式会社」等とし keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp へ電子メールを送信してください。

※3 「受付の確認」について

- 受付票は当市から発行しません。受付票類が必要な場合は、返信先を記載し、63円切手を貼付した「はがき」を添付していただければ、受付印を押印して返送します。
- 申請書類持参の場合は、様式7号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

※4 各様式について

- 提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/koushinnsinnsei.html>

7 入札参加資格の更新日等について

- (1) 更新申請の審査の結果、入札参加資格が認められた方は、申請書類を受理した日の属する月の翌月1日に有資格者名簿を更新します。
- (2) 上記の認定日以降に当市ホームページにて、有資格者名簿の登録状況及び次回の更新期限月を確認することができます。なお、有資格者には別途通知しませんので、ホームページでご確認ください。

<http://www3.city.yaizu.shizuoka.jp/gyosya.asp?okind=N&omode=1>

- (3) 更新申請の審査の結果、入札参加資格が認められなかった方には、入札参加資格更新の否認通知を送付します。

8 書類不備等の場合の措置について

- (1) 書類の不備又は不足等がありましたら、連絡をしますので、速やかに不足書類等を提出し、補完してください。
- (2) 補完が更新期限日までにできない場合は、入札参加資格審査が未了であるため、入札参加資

格は留保され、競争入札に参加できません。更新期限日の属する月の翌月の末日 10 日前（以下「補完期限日」といいます。）までに補完してください。

- (3) 補完期限日が休日の場合は、休日の前の平日が補完期限日となりますので注意してください。
- (4) 補完期限日までに補完がされ、入札参加資格を認定された方は、補完期限日の属する月の翌月 1 日に有資格者名簿に登録されます。
- (5) 補完期限日までに補完ができない場合は、更新が否認され、入札参加資格更新の否認通知を送付します。

(例) 申請期限日と補完期限日の関係

入札参加資格の有効期限日	更新期限日 (有効期限日の 10 日前)	補完期限日 (更新期限日の属する月の翌月の末日 10 日前)	有資格者名簿登録日 (補完期限日の属する月の翌月 1 日)
10 月 31 日	10 月 21 日	11 月 20 日	12 月 1 日